

IAM(知的資産管理): 特許以上、商標を越え、IPよりさらに先へ。ウォーターマークが提供する新しい発想。

出願要件オーストラリアでの特許出願について。

オーストラリアの特許出願要件を満たすために、ウォーターマークは以下の情報を必要とします。

PCT (特許協力条約)の場合 (国内段階)

最小要件

- ・ PCT出願に関する詳細(出願人、出願番号と国際出願日)
- ・ PCTの明細書が英語で書かれていない場合は、出願時に認証付き訳文が必要です。認証付き訳文は、明細書の翻訳者の証明を必要とします。

当事務所の記録用。

- ・ PCT明細書のコピー。
- ・ 条約第19条または条約第34条に基づく補正があるか否かに関する表示を、その補正書のコピーと共に。
- ・ 特許性に関する国際調査報告と国際予備報告のコピー(もしあれば)。
- ・ 出願人の氏名と住所の変更登録通知 (PCT/IB306)のコピー。

条約とその他の場合

最小要件

- ・ 出願人に関する情報 (氏名、住所、出願人が法人の場合は法人格の詳細)。
- ・ 出願人が発明者でない場合は、発明者の氏名。
- ・ すべて英文での明細書、クレーム、要約そして図面(もしあれば)。
- ・ 優先権を主張する場合は、国名、出願番号、出願日を含む優先権書類の詳細が必要です。特許庁長官が要求しない限り、優先権書類の証明コピーは必要ありません。

微生物が関与する内容の出願

- ・ 発明が微生物に関するものである場合は、指定された寄託機関に微生物を寄託したことを示す証明が必要です。

委任状は必要がありません。

オーストラリアで特許を出願する場合は、出願人が署名した委任状やその他の書類は必要ありません。

メルボルン

T +613 9819 1664
F +613 9819 6010

シドニー

T +612 9888 6600
F +612 9888 7600

パース

T +618 9325 1900
F +618 9325 4463

E mail@watermark.com.au
www.watermark.com.au

AU特許

ウォーターマークの知的財産権に関する幅広いサービス内容を詳しく知りたい方は、mail@watermark.com.auにご連絡ください。

